

京都市告示第 2 8 5号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 8 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	教 業 水0002号	中京区姉大宮町東側114番地の 2 地先 同町91番地地先	
2	大原野水0707号	西京区大原野石作町100番地地先 同上	
3	桃山町水0035号	伏見区桃山町丹後24番地の 1 地先 同町 8 番地の 1 地先	
4	羽束師水0168号	伏見区羽束師古川町845番地の 1 地先 同町845番地の 8 地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	川 島 水0098号	西京区川島権田町10番地の23地先 同区御陵南荒木町26番地の 1 地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久 世 水0135号	南区久世上久世町417番地の 1 地先 同町419番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)